別表第一五部の注に次のように加える。

9　第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)　「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒にはもつとも、第七四類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の銅の塊とみなす。この規定は、第八一類において準用する。

(b)　「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c)　「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d)　「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

　長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

　長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

(e)　「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

別表第七四類の注1(d)から(h)までを削る。

別表第七四・一九項を次のように改める。

七四・一九	その他の銅製品	
七四一九・二〇	鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	無税
七四一九・八〇	その他のもの	無税

別表第七五類の注を削る。

別表第七五類の号注2中「この類の注1(c)」を「第一五部の注9(c)」に改める。

別表第七六類の注を削る。

別表第七六類の号注2中「この類の注1(c)」を「第一五部の注9(c)」に改める。

別表第七八類の注を削る。

別表第七九類の注を削る。

別表第八〇類の注を削る。

別表第八一類の号注を削る。

別表第八一・〇三項中

八一〇三・九〇	その他のもの	
	一　フレーク	
	二　その他のもの	
	その他のもの	
	るつぼ	五・八％
	その他のもの	四・六％
	一　フレーク	五・八％
	二　その他のもの	

を

八一〇三・九一	その他のもの	
	るつぼ	五・八％
	その他のもの	四・六％
	一　フレーク	五・八％
	二　その他のもの	

に改める。

別表第八一・〇六項を次のように改める。

八一・〇六	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	
八一〇六・一〇	ビスマスの含有量が全重量の九九・九九％を超えるもの	四・一％
八一〇六・九〇	その他のもの	四・一％

別表第八一・〇七項を削り、同表第八一・〇九項を次のように改める。

八一・〇九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	
八一〇九・一一	ジルコニウムの塊及び粉	無税
八一〇九・一九	その他のもの	無税
八一〇九・二一	ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの	無税
八一〇九・二九	その他のもの	無税
八一〇九・三一	くず	無税
八一〇九・三九	ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇のもの	無税
八一〇九・九一	その他のもの	無税
八一〇九・九九	その他のもの	無税

別表第八一・一二項中「、クロム」の下に「、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム」を加え、「ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム」を「インジウム及びニオブ」に、「八一一二・二九　その他のもの　五・二％」を

八一一二	その他のもの	
八一一二・一一	粉	無税
八一一二・一九	その他のもの	無税
八一一二・二九	その他のもの	無税

に改める。